平成二十年内閣府令第八十四号

行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令

特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百九十号)第二条第五号、第三条第一項、第四条、第十条、第十一条、第十二条、第十三条第一項、第十五条第一項、第十八条、第十九条第二号、第二十条において準用する第十五条第一項、附則第八条第一項第一号口(1)及び第二号イ並びに附則第十条の規定に基づき、並びに同令を実施するため、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令を次のように定める。

(継続的給付として内閣官房令で定めるもの)

- 第一条 行政執行法人の役員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百九十号。以下「令」という。)第二条第四号及び第十条に規定する内閣官房令で定める継続的給付は、日本放送協会による放送の役務の給付とする。 (特に密接な利害関係にある場合)
- 第二条 令第三条第一項第二号及び第三号に規定する内閣官房令で定める場合は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第五十四条第一項において準用する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号。以下「準用国家公務員法」という。)第百六条の三第二項第四号の承認の申請をした行政執行法人の役員が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる事務が当該利害関係企業等に対し不利益処分(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。)をしようとする場合とする(令第三条第一項第一号に該当する場合を除く。)。 (求職の承認の手続)
- 第三条 令第四条に規定する求職の承認の申請は、当該求職の承認を得ようとする行政執行法人の役員が属する行政執行法人を経由して行 うものとする。
- 2 令第四条に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。
- 3 令第四条に規定する内閣官房令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 承認の申請に係る利害関係企業等の定款又は寄附行為、組織図、事業報告その他の当該利害関係企業等が現に行っている事業の内容を明らかにする資料
- 二 承認を得ようとする行政執行法人の役員の職務の内容を明らかにする資料
- 三 承認を得ようとする行政執行法人の役員の職務と当該承認の申請に係る利害関係企業等との利害関係を具体的に明らかにする調書
- 四 令第三条第一項第一号に係る承認の申請である場合には、承認を得ようとする行政執行法人の役員の行う職務を規律する関係法令の 規定及びその運用状況を記載した調書
- 五 令第三条第一項第二号に係る承認の申請である場合には、承認を得ようとする行政執行法人の役員が、当該承認の申請に係る利害関係企業等又はその子法人の地位に必要とされる高度の専門的な知識経験を有していることを明らかにする調書
- 六 令第三条第一項第三号に係る承認の申請である場合には、次に掲げる書類
 - イ 利害関係企業等を経営する親族からの要請があったことを証する文書
 - ロ 承認を得ようとする行政執行法人の役員と利害関係企業等を経営する親族との続柄を証する文書
- 七 令第三条第一項第四号に係る承認の申請である場合には、当該申請に係る利害関係企業等の地位に就く者を募集する文書
- 八 その他参考となるべき書類

(再就職者による依頼等の承認の手続)

- **第四条** 令第十一条に規定する依頼等の承認の申請は、当該依頼等の承認を得ようとする再就職者が離職時に在職していた行政執行法人を 経由して行うものとする。
- 2 令第十一条に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第二とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。 (再就職等監察官への届出の様式)
- 第五条 令第十二条に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第三とする。

(任命権者への再就職の届出等の様式)

- 第六条 令第十三条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第四とする。
- 2 令第十三条第二項の規定による届出は、別記様式第五による届出書によるものとする。
- 3 令第十三条第三項の規定による届出は、別記様式第六による届出書によるものとする。
- 4 令第十三条第六項において準用する同条第三項の届出は、前項の届出書によるものとする。

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出の様式)

- 第七条 令第十五条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第七とする。
- 2 令第十五条第二項において準用する令第十三条第二項の届出は、別記様式第八による届出書によるものとする。
- 3 令第十五条第二項において準用する令第十三条第三項の届出は、別記様式第九による届出書によるものとする。

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人)

- **第八条** 令第十八条に規定する内閣官房令で定めるものは、国の機関が所管する公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)であって、次の各号に掲げるものとする。
 - 一般の閲覧に供されている直近の事業年度の決算(次号において単に「直近事業年度決算」という。)において、当該公益法人が国から交付を受けた補助金、委託費その他これらに類する給付金(以下「給付金等」という。)のうちに占める当該公益法人が第三者へ交付した当該給付金等の金額の割合が二分の一以上であるもの(ただし、当該事業年度の次年度以降において、当該公益法人が国から交付を受ける給付金等のうちに占める当該公益法人が第三者へ交付する当該給付金等の金額の割合が二分の一未満であることが確実と見込まれるものを除く。)
 - 二 直近事業年度決算において、当該公益法人の収入金額の総額に占める当該公益法人が国から受けた給付金等の総額の割合が三分の二 以上であるもの(ただし、当該事業年度の次年度以降において、当該公益法人の収入金額の総額に占める当該公益法人が国から受ける 給付金等の総額の割合が三分の二未満であることが確実と見込まれるものを除く。)
 - 三 法令(告示を含む。以下この条において同じ。)の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分により、試験、検査、検定その他これらに準ずる国の事務又は事業を行うもの(ただし、法令の規定に基づく登録を受けて行うものその他これに準ずるものを除く。)
 - 四 当該公益法人が独自に行う試験、検査、検定その他これらに準ずる事務又は事業を奨励することを目的として国が行う法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分を受けて、当該事務又は事業を行うもの(ただし、法令の規定に基づく登録を受けて行うものその他これに準ずるものを除く。)

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額)

第九条 令第十九条第二号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第三項第一号括弧書に規定する

給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第一項第一号に掲げる場合における同条の規定による基礎控除の額に相当する金額の合 計額とする。

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出の様式)

第十条 令第二十条において準用する令第十五条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第十とする。

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十年十二月三十一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 第八条に規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

附 則 (平成二一年四月三日内閣府令第二三号)

この府令は、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第四条第一項の政令で定める日等を定める政令(平成二十一年政令第百十六号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年五月二九日内閣府令第四三号)

この府令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。

附 則 (平成二七年三月二六日内閣官房令第三号) 抄

(施行期日)

この内閣官房令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置

2 第一条の規定による改正後の職員の退職管理に関する内閣官房令第四条第一項第二号及び第二条の規定による改正後の行政執行法人の 役員の退職管理に関する内閣官房令第四条第一項に規定する行政執行法人には、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六 年法律第六十六号)による改正前の独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人を含むも のとする。

附 則 (平成二九年一二月二二日内閣官房令第一〇号)

(施行日)

1 この内閣官房令は、平成三十年一月一日から施行する。

(経渦措置)

2 この内閣官房令による改正後の行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令第六条第四項並びに第七条第二項及び第三項の規定並びに別記様式第四から別記様式第十までの様式は、この内閣官房令の施行の日以後にされる独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第五十四条第一項において準用する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号。以下この項において「準用国家公務員法」という。)第百六条の二十三第一項の規定による届出(同日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。)、準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の規定による届出(同日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。)及び同条第二項の規定による届出について適用し、同日前にされた準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出及び同日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出、同日前にされた準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の規定による届出及び同日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出並びに同日前にされた同条第二項の規定による届出については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年六月二八日内閣官房令第二号)

(施行期日)

第一条 この内閣官房令は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

- **第二条** この内閣官房令の施行の際現にある第四条の規定による改正前の失業者の退職手当支給規則の様式(以下「旧失退手規則様式」という。)による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この内閣官房令の施行の際現にある第五条の規定による改正前の職員の退職管理に関する内閣官房令の様式(以下「旧職員退職管理官 房令様式」という。)による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この内閣官房令の施行の際現にある第六条の規定による改正前の行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の様式(以下「旧役員退職管理官房令様式」という。)による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この内閣官房令の施行の際現にある旧失退手規則様式、旧職員退職管理官房令様式及び旧役員退職管理官房令様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年一二月二六日内閣官房令第六号)

この内閣官房令は、所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(令和二年 一月一日)から施行する。

附 則 (令和二年一二月一八日内閣官房令第六号)

(施行期日)

第一条 この内閣官房令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この内閣官房令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の職員の退職管理に関する内閣官房令の様式(第三項において「旧職員退職管理官房令様式」という。)による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この内閣官房令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の様式(次項において「旧役員退職管理官房令様式」という。)による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この内閣官房令の施行の際現にある旧職員退職管理官房令様式及び旧役員退職管理官房令様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1 (第3条関係)

利害関係企業等に対する求職承認申請書

年 月 日(第 号)

再就職等監視委員会委員長 殿

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条第1項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の3第2項第4号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) ()	生年月日 (年齢)				
氏 名			年	月	日生(歳)
在職機関※		役員の職				
俸 給						
現在の職務内容						
the state of the s						
離職予定日 年	月	目				

※ 行政執行法人の名称を記載すること。

2 承認の申請に係る利害関係企業等

□ 営利企 名 称	業 □ その他の法人	本社所在地
業務内容		
子法人の 地位に関 する承認 申請の場	□ 営利企業 □ その他の法 子法人の名称	大 本社所在地
	業務内容	

3	申請者の職務と利害関係企業等との関係

(1) 共通事項

利害関係の区分(行政執行法人の役員の退職管理に関する 令」という。)第2条各号)	政令 (平成2	0年政令第	第390号。以	下「役員政
	□ 1	号	□ 2号	□ 3号	□ 4号
利害関係の具体的な内容					
申請者の裁量の程度					
(2) 特に密接な利害関係の有無 [※]					
□ 申請者が、利害関係企業等に対し、検査等を行ってい。	る又は行	テおう	としてい	 る	
 □ 申請者が、利害関係企業等に対し、不利益処分をしよ					
	, – -	_			
特に密接な利害関係の具体的な内容					
10(Cm18,24.19El8)w. 524.141.21.171					
□ 特に密接な利害関係はない					

※ 役員政令第3条第1項第2号又は第3号に該当すると判断される場合のみ記載すること。

4 役員政令第3条第1項への該当状況

□ 第1号														
□ 第2号	凊	高度の専	門的な知	識経験の	の内容									
			りがな) 者の氏名	()	依頼	質を受	きけた		年	月	日
		部署							役耶	戠		+	Л	Н
			「 先 TEL	(_) F	AX (_		_)
		予定さ	れる地位	の名称	及び業務	务内容								
	依													
	頼内京													
	容													
		必要と	される高	度の専	門的な知	田識経験の	の内容							
□ 第3号							続柄		1 1	引宝盟	係企業	(笑にお	ける名	部
	(ふりが 見族の氏	な) (:名)	100113			1010	111111111	. 1, 1240	17 2	~194
□ 第4号	公	募期間		年	月	日	~		1	年	月	日		
			□新聞、	雑誌そ	の他の	刊行物に	掲載							
	公	募方法	□ホーД	ムページ	ジに掲載									
			□その化)
	選	考方法	選考委			1. H ====	2 n + hr] 有		二 無		不明	
			選考委	貝会等/	こおける	社外委員	貝の有無]有	[コ 無		不明	

5	その他参考事項
	在職機関 [※] 確認欄
上	記3に記載されている内容について、事実に相違がないことを証明する。
	年 月 日

※ 上記1に記載の在職機関とする

再就職等監視委員会	於記入欄								
受理番号									
処理結果区分									
□ 承認 (役員政令第3条第1項第1号該当)									
□ 承認 (役員政令第3条第1項第2号該当)									
□ 承認 (役員政令第3条第1項第3号該当)	□ 承認 (役員政令第3条第1項第3号該当)								
□ 承認 (役員政令第3条第1項第4号該当)									
□ 不承認									
□ 却下 (承認を必要としない)									
承認に際しての附帯条件									
承認又は不承認の理由									
承認番号	処理年月日								
処理機関コード		年	月	日					

別記様式第2 (第4条関係)

別記様式第2 (第4条関係)

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

再就職等監視委員会委員長 殿

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条第1項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の4第5項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。 この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) ()	生年月日	(年齢)				
氏 名				年	月	日生 (歳)
勤務先営利企業等の名称			役 職				
連絡先 TEL(–	_)	FAX (_	_)	
勤務先営利企業等の業務内容							

2 離職時及び離職前の状況

離	職日	年	月 月	離職	時の役員	員の職	
	所属・	役員の職等	右	E職期間	ij		職務内容
			自	年	月	日	
			至	年	月	日	
			自	年	月	日	
離			至	年	月	日	
職			自	年	月	日	
前 5			至	年	月	日	
年間			自	年	月	日	
(※)			至	年	月	日	
の在			自	年	月	日	
職			至	年	月	日	
状況			自	年	月	日	
等			至	年	月	日	
			自	年	月	目	
			至	年	月	日	
			自	年	月	日	
			至	年	月	日	

[※] 申請者が独立行政法人通則法第54条第1項において準用する国家公務員法第106条の4第2項又は第3項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先営利企業等との		
在職していた行政執行法人等において自らが締結を 関する要求又は依頼	決定した勤務	先営利企業等又はその子法人との契約に
	該当する	
在職していた行政執行法人等において自らが決定し 政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号)に		
	該当する	□ 該当しない
4 要求又は依頼の対象となる役職員		
氏 名 (ふりがな)		(
在職機関 [※]	所属局課(職名)
官職等		
職務内容		
	> U. >	
※ 府省等、行政執行法人又は都道府県警察の名称	を記載すること	<u> </u>
5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容		
□ 電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送 務に関するもの	協会による放設	送の役務の給付を受ける契約に関する職
□ その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関す 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程		
□ 上記の2項目のいずれにも該当しない		
6 要求又は依頼の具体的な内容		
7 その他参考事項		

在職機関[※]確認欄 上記2に記載されている内容について、事実に相違がないことを証明する。 年 月 日

※ 申請者が離職時に在職していた行政執行法人とする。

再就職等監視委員会	除記入欄			
受理番号				
処理結果区分				
□ 承認				
□ 不承認				
□ 却下 (承認を必要としない)				
承認又は不承認の理由				
	ı			
承認番号	処理年月日			
処理機関コード		年	月	目

別記様式第3 (第5条関係)

別記様式第3 (第5条関係)

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

年 月 日

再就職等監察官 殿

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条第1項において準用する国家公務員法(昭和22年 法律第120号)第106条の4第9項規定に基づき、下記のとおり届出をします。 この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) ()	生年月日 (年齢)				
氏 名			年	月	日生(歳)
在職機関**		役員の職				

[※] 行政執行法人の名称を記載すること。

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) ()	要求又は依頼が行われた日時							
氏 名				年	月	日	時		
勤務先営利企業等の名称		役	職						
離職時の在職機関**									

※ 府省等、行政執行法人又は都道府県警察の名称を記載すること。

3	更ポマは依頼の内穴

再就職等監察官記入欄	
受理番号	

別記様式第4 (第6条第1項関係)

在職中に再就職の約束をした場合の届出

(独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第54条第1項において準用する国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第106条の23第1項関連)

年 月 日

殿

住 所氏 名電話番号

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条第1項において準用する国家 公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の23第1項の規定により、次のとおり届け 出ます。

щ-	\ / 0															
1	(&	り	が	な)												
	氏			名												
2	生	年	月	日					年	月	日					
3	役	員	の	職												
4	約束前	前の対	 大職開	始日					年	月	日					
							(□約	東前の	り求晴	機開始日	日がた	なかっ	った	場合))
5	再就職	め約	凍をし	た日					年	月	日					
6	約束前	前の:	求職	開始日	以後の	の役員	とし	ての	在職場	犬況及	び職剤	务内容	容			
	所属	, •	と員の)職		在月	職期間	間				職務	内容	:		
					自	年		月	日							
					至	年		月	日							
					自	年		月	日							
	<u> </u>				至	年		月	日							
					自	年		月	日							
	<u></u>				至	年	J	月	日							
	 				自	年	_ 	月	日			_	_			_
	<u> </u>				至	年	J	月	日							
7	離暗	我 -	予定	首 日					年	月	日					
8	再 就	職	子为	定日					年	月	日					
9	再就聊	哉先(の	ļ	再就	職先の	の名称	下:								
	名和	<u> </u>	び連絡	絡先	再就	職先の	の連絡	§先:	:							
10	再就職	銭先の	り業務	豹容												
11	再就職	焼に	おける	5地位												
12	求	職	の	承	認	\mathcal{O}	有	無			□有		□無	É		
13	官民	人材	交流	でセンタ	ターの	り援助	」の有	·無			□有		□無	<u></u>		
14	官民	人材	Ī交≬	流セン	ター	- 以外	の援	助								_
					([]	官民人	.材交	流セ	ンター	一以夕	トの援助	助が 力	なか・	った	場合))
	()	ふり.	がな))					援!	助のア	勺容					

援助者の氏名又は名称	

(記載上の注意)

- 1 □のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の役員としての在職状況及び職務内容については、 約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の役員と しての在職状況及び職務内容を記載すること。

別記様式第5 (第6条第2項関係)

変更届出

(独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第54条第1項において準用する国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第106条の23第1項関連)

年 月 日

殿

住 所氏 名電話番号

年 月 日付けの独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条第 1項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の23第1項の規 定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

	変更前									
役員の職	変更後	変更後								
約すぎのよ際 間	亦重並	所属・役員の職	在職期間	職務内容						
約束前の求職開	変更前									
始日以後の役員		所属・役員の職	在職期間	職務内容						
としての在職状況及び職務内容	変更後									
沈 及 ひ 臧 務 內 谷										
離職予定日	変更前									
離職予定日	変更後									
再就職予定日	変更前									
丹	変更後									
再就職先の名	変更前									
称及び連絡先	変更後									
西部職件の業效内容	変更前									
再就職先の業務内容	変更後		·	·						
再計学件/テナッナス 40/5	変更前									
再就職先における地位	変更後									

別記様式第6 (第6条第3項、第4項関係)

失効届出

(独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第54条第1項において準用する国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第106条の23第1項関連)

年 月 日

殿

住 所氏 名電話番号

年 月 日付けの独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条第 1項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の23第1項の規 定による届出に係る 地位に就くことが見込まれないこととなりました す。

(記載上の注意)

行政執行法人の役員の退職管理に関する政令(平成20年政令第390号)第13条第3項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、同条第6項において準用する同条第3項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。

別記様式第7(第7条第1項関係)

行政執行法人の役員であった者が再就職しようとする場合の届出 (独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第54条第1項において準用する国家公 務員法 (昭和22年法律第120号) 第106条の24第1項関連)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所氏 名電話番号

独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第54条第1項において準用する国家 公務員法 (昭和22年法律第120号) 第106条の24第1項の規定により、次のとおり届け 出ます。

ще	` / o															
1	(\$	り	が	な)												
	氏			名												
2	生	年	月	月					年	月	日					
3	離職	時の	役員	の職												
4	離職詞	前のス	 大職開	村 日					年	月	日					
								(□離	職前の	り求職	機開始	日が	なか・	ったホ	昜合))
5	離職	前の:	求職	開始日:	から腎	雅職日	まで	の間の	り役員	として	ての在	職状	況及	び職績		容
	所属	幕・衫	と負の	職		在	職期	間				職務	的容	ξ		
					自	年	1	月	日							
					至	年		月	日							
					自	年	1	月	日							
					至	年		月	日							
					自	年		月	日							
					至	年		月	日							
					自	年		月	日							
					至	年		月	日							
6	離	耵	韱	日					年	月	日					
7	再 就	〕職	子;	定日					年	月	日					
8	再就」	職先	\mathcal{O}		再京	比職先	の名	称:								
	名	称及	び連	絡先	再京	忧職先	の連	絡先	:							
9	再就耶	哉先の	り業務	的容												
10	再就職	铣に	おける	る地位												
11	求	職	\mathcal{O}	承	認	\mathcal{O}	有	無			□有		□無	Ħ.		
12	官民	人材	交流	セン	ター	の援助	カのす	有無			□有		□無	K		
13	官民	人杉	才交 》	流セン	ター	- 以外	の技	爰助								
_						官民人	(材玄	を流セ	ンター	一以外	の援	助が	なか・	ったり	昜合))
	(.	ふり	がな)					援	助の内	勺容					
	援助者	の氏	名又门	は名称												

(記載上の注意)

- 1 □のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の役員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

別記様式第8 (第7条第2項関係)

変更届出

(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条第1項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項関連)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所氏 名電話番号

年 月 日付けの独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条第 1項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項の規 定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

/С. о. о. д.	•••	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
古 #	変更前	
再就職予定日	変更後	
再就職先の名	変更前	
称及び連絡先	変更後	
再は職件の光致中穴	変更前	
再就職先の業務内容	変更後	
正さいかけ アナバナフ しんさ	変更前	
再就職先における地位	変更後	

別記様式第9 (第7条第3項関係)

別記様式第9 (第7条第3項関係)

失効届出

(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条第1項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項関連)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所氏 名電話番号

年 月 日付けの独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条第 1項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項の規 定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ま す。 別記様式第10(第10条関係)

行政執行法人の役員であった者が再就職した場合の届出 (独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条第1項において準用する国家公 務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第2項関連)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所氏 名電話番号

独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第54条第1項において準用する国家 公務員法 (昭和22年法律第120号) 第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け 出ます。

що	` / o													
1	(ふ	り	が	な)										
	氏			名										
2	生	年	月	日					年	月	目			
3	離職	時の	役員	の職										
4	4 離職前の求職開始日							年	月	日				
								(□離	職前の	り求職	開始日	1がなか~	った場合	(全
5	離職	前の:	求職	開始日	から降	雅職 日	まで	の間の	り役員	として	ての在理		び職務に	内容
	所原	禹・谷	と員の)職		在	職期	間				職務内容		
					自	年	Ē	月	日					
					至	年	Ē	月	日					
					自	年	i.	月	日					
					至	年	Ē	月	日					
					自	年	i.	月	日					
					至	年	Ē	月	日					
					自	年	i.	月	日					
					至	年	Ē	月	日					
6	離	F	戠	日					年	月	日			
7	再	就	職	日					年	月	日			
8	再就	職先	の		再京	忧職先	の名	称:						
	名	称及	び連	絡先	再京	忧職先	の連	絡先	•					
9	再就	職先の	の業務	势内容										
10	再就	能先に	おけん	る地位										
11	求	職	\mathcal{O}	承	認	の	有	無			□有	□無	Ę	
12	官民	:人材	交流	セン	ター	の援助	力の	有無			□有	□無	Ę.	
13	官民	人木	才交流	流セン	ノター	- 以夕	トの扌	爰助						
					(官民人	(材3	を流セ	ンター	-以外	の援助	りがなかっ	った場合	(台
	(ふり	がな)					援	助の内	习容			
	援助者	か氏	名又闪	は名称										

(記載上の注意)

- 1 □のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の役員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。